



◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

人生を楽しくする方程式

って? 知りたくないですか?

5月は消費者月間※です。この機会に、大道芸人であり、数学者でもあるピーター・フランクル先生から、家庭をとおして身についた「人生を楽しくするコツ」を学んでみませんか?

消費者月間・金融経済講演会

入場無料

日時 2019年5月18日(土)
13:30~15:00

場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階 大ホール
和歌山市手平2丁目1-2

講師 数学者・大道芸人 **ピーター・フランクル氏**
※手話通訳あり

定員 先着250人(事前申込要)
※「入場券」を郵送します。

申込受付 定員になり次第、申込受付を締め切らせていただきます。

申込方法 ①氏名(ふりがな) ②郵便番号・住所
③電話番号 ④参加人数 ⑤5/18講演会希望
を記載して、ハガキ、郵送、FAXでお申込み
ください。

お申込み・お問い合わせ先

和歌山県金融広報委員会 (県消費生活センター内)
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

※消費者月間って?

毎年5月は「消費者月間」として統一テーマを掲げ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する講演会など啓発・教育事業を行います。

その**契約**よく考えて！

中古車の契約に関する**トラブル**

全国の消費生活センターに寄せられる自動車に関する苦情相談のうち約半数は中古車に関するものです。「納車直後に不具合が発生した」という車両に関するトラブルや、「キャンセルを申し出たが応じてもらえない」「キャンセル料を請求された」という契約に関するトラブルが後をたちません。車両や書面をよく確認し、じっくり検討したうえで契約することが大切です。

事例

現状販売（保証なし・定期点検整備なし）で中古車を購入したら、納車直後にエンジントラブルが発生した。無償で修理してほしい。

事例

中古車を現金で購入する注文書を交わした後、都合でキャンセルを申し出たが、注文書に署名・捺印したのでキャンセルできないと言われた。

中古車購入時のアドバイス

- 現状販売（保証なし・定期点検整備なし）であっても、通常の注意を払っても発見できないような不具合が見つかった場合、原則、売主の瑕疵担保責任により無償修理を受けることができます。
- 保証付きの車の保証対象部分に不具合が生じた場合、修理を受けることはできます。ただし、車の引き取りについて特に取り決めのない場合、車の無償引き取りを要求することはできず、原則として消費者が自分で車を持ち込んで修理を受けることとなります。
- 中販連（日本中古自動車販売協会連合会）の自動車注文書標準約款による契約の成立日は、次のいずれか早い日とされています。
 - 車が登録された日
 - 改造、架装、修理に着手した日
 - 車を引き渡した日
- 通常、クレジット払いの場合、契約の成立日はクレジット会社から業者にローン承諾の連絡があったときとされています。
- 中販連の加盟業者の場合、約款による契約成立前であれば業者はキャンセルの申出に応じる必要があります。キャンセルしても車庫証明等にかかった実費は請求されます。
- 中販連の加盟業者であっても、契約が成立すると一方的にキャンセルすることはできません。話し合いにより業者がキャンセルに応じる場合でも、キャンセル料が発生するのが一般的ですが、キャンセル料は合理的な額である必要があります。

トラブルに巻き込まれたら消費者ホットライン、局番なしの188に相談しましょう。

「おうちを無料で点検します」 ●●●●●

災害後のこんな勧誘にはご注意ください！

昨年は大きな台風や大雨の自然災害が続きましたが、災害の後の「無料で点検します」「火災保険で修理できます」といった以下のような勧誘にはご注意ください。

事例

災害後、建設業者が「屋根を無料で点検します」と言って訪ねてきた。点検の結果、「瓦が災害ですれている。このままでは大変」と告げられた。不安になり、業者の言われるままに瓦を葺き替える工事の契約を結んだ。

しかし、工事費が高額なのでこれでよかったのか疑問を感じてきた。



事例

台風の後、リフォーム業者から「火災保険を使って自己負担金ゼロで修理できる。保険申請の代行もします」と電話があり、点検は無料だということで来てもらった。点検後、屋根の修理をしたほうがよいと言われ、内容もよく確認しないまま契約した。しかし、保険が適用されるか不安になり、業者へ解約を申し出ると保険申請の代行手数料として高額な解約料を請求された。



アドバイス

- 「無料で点検します」と言って訪問してくる業者には慎重に対処しましょう。
- 点検を承諾したとしても点検の結果を安易に信用しないようにしましょう。
- 保険金が使えると勧誘する業者が来てもすぐに契約せず、加入している保険会社に問い合わせましょう。
- 契約をせかされてもすぐに契約しないで誰かに相談しましょう。複数の業者に問い合わせ、見積りをとることも重要です。
- 訪問販売に該当する場合は、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができ、無条件で契約を解除することができます。

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると

“お金の情報を知りたい”と思ったときに、どこから情報を得たらよいのか迷われる方も多いと思います。そんな時に、まずは金融広報委員会のホームページにアクセスしてみてください。世の中のお金に関する身近な情報について、聞きだかったこと、知りたかったことを中立・公正な立場から分かりやすく解説しています！



また、金融・経済に関する講演会やセミナーなどの情報、講師派遣制度などについて掲載していますので、**知るぽると 和歌山**でも検索してみてください。



**お金にかかわる
あなたに役立つ情報が見つかります！**



【一般の方】は、こちらをクリック



【教育関係の方】は、こちらをクリック



知るぽると

検索

一人で悩まず相談しましょう

**消費者
ホット
ライン**



和歌山県PRキャラクター
きいちゃん

和歌山県消費生活センター

【相談ダイヤル】073-433-1551

平日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00 (電話相談のみ)
(祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター紀南支所

【相談ダイヤル】0739-24-0999

平日 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始は休み)

県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口
などをご案内します。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
【事務ダイヤル】(073)402-0159 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
【事務ダイヤル】(0739)24-2780 FAX(0739)26-7943

